

テレビ等レンタルシステム設置に係る固定資産の貸付
仕様書

1 設置場所

大津市本宮二丁目9番9号
地方独立行政法人 市立大津市民病院

2 契約期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

3 システム機器構成内訳

（別紙1）参照

4 機器の仕様

（1）床頭台プリペイドカード式液晶テレビ（19インチ）

- ア 液晶ワイド画面（16：9）であること。
- イ 地上波デジタル及びBSデジタル波が受信可能であること。
- ウ B-CASカードの盗難対策が施されていること。
- エ ワイヤレスリモコンが付属していること。当該リモコンは操作が簡易なものであり、他のテレビに影響を与えないよう対策が図られていること。また、リモコンの破損紛失時における交換や乾電池の補充を無償で対応すること。
- オ テレビ前面にイヤホン端子を有し、イヤホンでの視聴が可能であること。
- カ テレビはアーム式金具で床頭台に取り付けるものとし、テレビの角度を上下左右に調節できること。また、折りたたみができること。
- キ 国内メーカー製であること。

（2）床頭台

- ア 木製であること。
- イ ベッド周辺での医療行為に支障を来さないサイズであること（幅550mm×奥行650mm×高さ1,600～1,800mm程度）。
- ウ 直径75mm以上のキャスターが付属しており、少なくとも前面2個はストッパー付きであること。ストッパーはロック及びロック解除が容易であること。
- エ 病室の壁を傷つけないように、両側面に掘り込み式・折りたたみ式のタオル掛けが付属していること。
- オ 貴重品の盗難防止のため、引き出しが施錠できること。
- カ スライドテーブルが付属していること。

- キ プリペイドカードタイマーが収納できること。
- ク 床頭台から出すコンセント・アンテナケーブルのいずれも少なくとも3m程度の長さを確保すること。
- ケ 抗菌性、耐熱性、耐水性及び耐久性に優れていること。
- コ 病棟に調和した色調であること。
- サ 材料板や塗料等を使用する場合は、全てF☆☆☆☆（エフフォースター）の規格を満たすこと。

(3) 床頭台プリペイドカード式冷蔵庫

- ア 庫内灯を有する引き出し式冷蔵庫を、床頭台下部に設置すること。
- イ ペルチェ式冷蔵庫であること。
- ウ ノンフロン仕様であること。
- エ テレビカードによる課金が可能であること。
- オ 72時間程度の利用予約ができる機能を有すること。また、必要に応じて取り消しを行えること。その際、手数料は無償とする。
- カ 国内メーカー製であること。
- キ 幅400mm×奥行500mm×高さ350mm程度のサイズであり、20リットル程度の容量を有すること。

(4) 床頭台プリペイドカードタイマー

- ア テレビ、冷蔵庫課金仕様のプリペイドカードタイマーであること。
- イ 当院以外のカードは利用不可であること。
- ウ テレビ視聴は従量課金式が可能であること。
- エ 操作方法がわかりやすく、誤操作が起こりにくいものであること。

(5) コインランドリー（洗濯機・乾燥機）

- ア プリペイドカードによる課金が可能であること。また、洗濯機1工程（洗い・すすぎ・脱水）及び乾燥機1回（30分）ごとに料金の設定が可能であること。
- イ 容量5kg程度で全自動であること。
- ウ 硬貨とプリペイドカードタイマーが併用可能であること。
- エ 国内メーカー製であること。
- オ ランドリースタンドを用いる場合、低床仕様とするなど誰もが使いやすいものであること。
- カ 集計時に本体カウンター・カードタイマーカウンターの写真を撮り、集計報告一覧を作成して報告すること。

(6) プリペイドカード販売機

- ア 車いす利用者に配慮した低床型であること。
- イ 転倒・盗難防止対策を講じること。盗難等の被害は全て事業者が責を負うこと。
- ウ 集計時に販売明細カウンター数を一覧で報告すること。

(7) プリペイドカード精算機

- ア 10円単位で精算可能で、手数料がかからないこと。
- イ 未使用カードの場合、全額を払い戻すこと。
- ウ 車いす利用者に配慮した低床型であること。
- エ 転倒・盗難防止対策を講じること。盗難等の被害は全て事業者が責を負うこと。
- オ 事業者に短縮ダイヤルで直接電話がかかる回線・機器を備え付けること（回線費用は事業者が負担すること）。
- カ 集計時に集計明細をプリントアウトする機能を有すること。

(8) 両替機

- ア 一万円札から千円札、千円札から硬貨へ両替できるものを各1台ずつ用意すること。また、紙幣が新札になった場合、速やかに対応すること。
- イ 転倒・盗難防止対策を講じること。盗難等の被害は全て事業者が責を負うこと。
- ウ 両替機に関する問い合わせに24時間有人で対応できる体制をとること。

(9) 入院患者向け院内放送システム

- ア 入院生活に関する情報を視聴できる院内放送システムを、各床頭台及び地域医療連携室等に設置すること。
- イ 放送する案内映像（ナレーション含む）は、当院との協議の上、事業者が作成すること。また、内容に変更が生じた場合は、無償で変更に応じること。
- ウ 病室においては、案内映像を保存したSDカードを各テレビに取り付け、患者が視聴したい項目を常時視聴できるようにすること。また、リモコンによる早送り・巻き戻し操作が可能であること。
- エ 地域医療連携室においては、テレビ（24型）及びブルーレイプレーヤーを設置し、常時案内映像を再生できるようにすること。

(10) 液晶テレビ（無料）

- ア 液晶ワイド画面（16：9）を有する国内流通品であること。
- イ 地上波デジタル及びBSデジタル波が受信可能であること。
- ウ 仕様（インチ数）・設置場所及び取付方法は（別紙2）のとおりとする。

- (1 1) コイン課金機能付複合機
- ア A3サイズまでのコピーが利用できる仕様であること。
 - イ 利用料金は硬貨で支払いが可能であること。
 - ウ トナー及びインクは業者負担で迅速に補充すること。
 - エ 集計時に販売明細がプリントアウト可能な機能を有すること。
 - オ 国内メーカー製であること。

- (1 2) ファクシミリ
- ア 簡易で利用しやすいものであること。
 - イ ファクシミリ送信ができるようファクシミリ用回線を用意すること。
 - ウ プリペイドカードでの利用ができるようにすること。
 - エ 国内メーカー製であること。

- (1 3) ファクシミリ用プリペイドカードタイマー
- ア ファクシミリ課金仕様のカードタイマーであること。
 - イ 当院以外のカードは利用不可であること。
 - ウ ファクシミリ使用に沿った課金設定ができる仕様であること。

- (1 4) マッサージチェア (無料)
- ア 耐水性及び耐久性に優れていること。
 - イ 国内メーカー製であること。

- (1 5) ブルーレイプレーヤー (無料)
- ア 国内メーカー製であること。

5 プリペイドカードの構成内訳及び取扱要領

(1) 構成内訳

ア	プリペイドカード単価	1,000円/枚 (内税)
イ	テレビ視聴時間	1,507分/枚
ウ	冷蔵庫利用価格	100円/24時間 (内税)
エ	洗濯機利用価格	100円/工程 (内税)
オ	乾燥機利用価格	100円/1回30分 (内税)
カ	ファクシミリ	公衆ファクシミリと同一料金
キ	複合機コピー価格	モノクロ: 10円/枚 (内税) カラー : 50円/枚 (内税)

(2) 取扱要領

- ア 当院でのみ利用可能なカードであること。
- イ プリペイドカード利用機器は全て同一のカードを使用できること。
- ウ テレビ、冷蔵庫、洗濯機及び乾燥機については、利用時に残高が表示されること。
- エ プリペイドカード販売機及びプリペイドカード精算機におけるカード補充、売上金額の回収、精算時に使用する金銭の補充は事業者が定期的実施すること。また、機器の定期点検を行い円滑な事業運営に努めること。
- オ 上記エの項目を実施後、精算した売上金額等必要事項を明記した記録簿を当院担当者に提出し、事業者と双方で管理すること。

6 管理経費の納付

光熱水費及び固定資産使用料の相当額として、売上金額に一定の率を乗じて得た額を管理経費として当院に納付すること。

なお、プリペイドカードの年間売上金額は、以下のとおりである。

平成30年度	20,234,710円
令和元年度	19,920,360円
令和2年度	11,649,200円（令和2年12月時点）

7 保険の加入

機器の盗難・火災・破損等の事故に対する動産保険に加入すること。

8 諸費用の負担

- (1) 機器及び周辺設備の当院の指定する場所への設置に係る費用（取付金具を含む）
- (2) 機器及び周辺設備の運営に係る費用（ただし、光熱水費は除く）
- (3) 機器及び周辺設備の修繕に係る費用（ただし、利用者の故意による損傷の修繕は除く）
- (4) 動産保険料及び機器に係る公課
- (5) レンタルテレビに係るNHK受信料（BS衛星利用を含む）
- (6) 院内放送システムで放送する案内映像の新規作成及び既存案内映像の更新に係る費用（ナレーション費用を含む）
- (7) 病棟等の移転に伴う機器及び周辺機器の移設費用
- (8) 設置期間の満了または設置の取消等による機器及び設備等の撤去に係る費用
- (9) 次事業者との引継等に係る費用

9 保守管理体制

- (1) 24時間365日対応の有人受付窓口を設置し、迅速なメンテナンス体制を整えること。
- (2) 緊急連絡網を整備し、当院に提出すること。
- (3) メンテナンスに係る費用は事業者が負担すること。
- (4) 機器故障時等は、速やかに代替品を設置すること。
- (5) 患者が退院し、次の患者が入院するまでに、床頭台・テレビ及び冷蔵庫を清掃し、清潔な状態で管理すること（8時30分から17時30分まで）。
- (6) 両替機は、21時まで使用できるようにすること。
- (7) システム機器ごとに、簡易的な取扱説明書及びカード販売機・精算機の設置場所を明記した案内を設置すること。また、販売機には意見箱を設置すること。
- (8) 売上実績額を毎月報告すること（様式任意）。
- (9) システム機器の故障・破損・盗難またはその他の異常が発生した場合、当院との協議の上、必要であれば全ての機器の点検及び整備を行うこと。

10 服務規律と守秘義務

- (1) 院内において業務に従事するものは、服装を清潔に保ち、名札を付けること。
- (2) 事業者は、院内において業務に従事するものに対し、業務の実施に必要な教育・指導を施すこと。
- (3) 事業者は、業務上知り得た事項を契約期間中及び契約期間後（契約が解除された場合を含む）、みだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

11 その他

- (1) 事業者は、地方独立行政法人市立大津市民病院固定資産貸付規程第5条に定める「固定資産使用許可申請書」を提出すること。
- (2) システム機器の入替作業は、使用開始日（令和3年4月1日）までに完了するように、計画的に実施すること。この際、当院及び前事業者と協議の上、前事業者と協力して入替作業を実施すること。なお、次回機器更新の際も、次期事業者の入替作業に協力すること。
- (3) 設置期間の満了もしくは契約の解除または固定資産使用許可の取消により機器及び周辺設備を撤去する際、カード精算機については暫時設置を求める場合がある。
- (4) 事業の一部を他者へ委託する必要がある場合、事前に当院と協議を行い、承認を得ること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項、または業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、当院と協議の上、誠意をもってその解決を図ること。